

事務所だより

第110号
発行所
藤田社会保険
労務士事務所
京都市伏見区

65歳超雇用推進助成金を活用しよう

六十五歳以上への定年引上げや高齢者の雇用環境の整備、高齢者の有期契約労働者の無期雇用への転換を行う事業主に対する「六十五歳超雇用推進助成金」（六十五歳超継続雇用促進コース、高齢者雇用環境整備支援コース、高齢者無期雇用転換コースの三コース）があり、今回は、高齢者無期雇用転換コースをご紹介します。

なお、障害者雇用安定助成金（障害者職場定着支援コース）正規・無期転換やキャリアアップ助成金（正社員化コース）とは、同一の労働者の転換については、併給できません。いずれか一方の助成金の受給することになりますので、ご注意ください。

有期から無期への転換

五十歳以上で定年年齢未満の有期雇用労働者を、転換制度に基づき無期雇用労働者に転換させた事業主に対して、対象者数に応じて一定額が助成されます。

あらかじめ無期雇用転換計画を作成し、無期雇用転換制度の整備や高齢者雇用推進者の選任、高齢者雇用管理に関する様々な措置を実施します。

受給手続きの流れ

助成金受給には、次の手続きが必要です。

- 一、計画開始の二か月前の日までに機構（※一）「無期雇用転換計画書」を申請する。
- 二、一の計画内容の認定を受ける。
- 三、二の計画内容に基づき、無期雇用への転換後、六か月

分の賃金を支給した日の翌日から起算して二か月以内に申請する。

四、審査後、受給が決定する。

「無期雇用転換計画書」の認定

「無期雇用転換計画書」の認定を受けるには、次のどちらも満たしていることが必要です。

（一）有期契約労働者を無期雇用労働者に転換する制度（一定条件あり）を労働協約または就業規則等に規定している。

（二）高齢者雇用推進者を選任し、次（※二）の①から⑦の高齢者雇用管理に関する措置を一つ以上実施している。

なお、計画の実施期間は3年から五年までのものに限り、ます。

対象となる労働者

助成金の対象者は、次のすべてを満たしていることが必要です。

- 一、通算雇用期間が六か月以

上で五十歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者である。

二、無期雇用転換日において六十四歳以上の者でない。

三、支給申請日の前日において雇用保険被保険者である。

四、無期契約労働者として雇用することを約して雇い入れられた有期契約労働者ではない。

五、無期雇用転換日の前日から過去3年以内に、当該事業主の事業所に無期雇用労働者として雇用されたことがない。

六、労働契約法第十八条に基づく労働者からの申込による無期雇用転換者ではない。

受給額と上限

この助成金コースの受給額は、対象労働者一人につき中小企業四十八万円、大企業三十八万円です。生産性要件（※三）を満たす場合は、対象労働者一人につき中小企業六十万円、大企業四十八万円です。

なお、対象労働者の合計人数は、一支給申請年度で一適用事業所あたり十人を上限としています。

（※一）
独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構の都道府県支部高齢・障害者業務課（東京支部・大阪支部は高齢・障害者窓口サービス課）の省略。

（※二）

① 職業能力の開発および向上のための教育訓練の実施等	⑤ 知識、経験等を活用できる配置、処遇の改善
② 作業施設・方法の改善	⑥ 賃金体系の見直し
③ 健康管理、安全衛生の配慮	⑦ 勤務時間制度の弾力化
④ 職域の拡大	

（※三）
助成金の支給申請を行う直近の会計年度における「生産性」が三年前に比べて六%以上伸びていること。

『全国労働衛生週間』です

六十九回目の全国衛生週間

平成三十年度全国労働衛生週間になりました。

九月一日から九月三十日まで準備期間として取り組んできました。十月一日から十月七日までの本週間は、今年度のスローガンをもとに、事業場での労働衛生意識の高揚を

＝ 平成30年度のスローガン ＝

『こころとからだの健康づくり
みんなで進める働き方改革』

図り、自主的な労働衛生管理活動の大切さを再確認し、積極的に健康づくりに取り組んでいきましょう。

全国労働衛生週間に
実施する事項

- 一、事業者や総括安全衛生管理者による職場巡視
- 二、労働衛生旗の掲揚、スローガンなどの掲示
- 三、労働衛生に関する優良職場、功績者などの表彰
- 四、有害物の漏えい事故、酸素欠乏症などによる事故など、緊急時の災害を想定した実地訓練などの実施
- 五、労働衛生に関する講習会・見学会などの開催、作文・写真・標語などの掲示、その他労働衛生の意識高揚のための行事など



最低賃金が改定されました

京都府は二十八円引上げ！

平成三十年十月一日より京都府最低賃金は八百八十二円に改定されました。

京都府最低賃金を時間額で定めることとなった平成十四年度（二〇〇二年）以降で最も高い引き上げ額となった今回、多くの中小企業・小規模事業者には強い影響を与えるのではないかと推測されています。

最低賃金を 適用する労働者は？

この最低賃金は、正社員はもちろん、パートやアルバイトを含むすべての労働者に対して適用します。たとえ、試用期間中であっても最低賃金額が適用されます。

もし最低賃金適用除外の対象になる労働者であれば、労働基準監督署への『特例許可申請』が必要です。許可を受けずに最低賃金以下の賃金を支払うことはできません。

最低賃金の 対象となる賃金は？

この最低賃金の対象となる賃金は、毎月支払われる基本給はもちろん、手当も対象となります。最低賃金の算出時に総支給額から除外できる賃金は、次の六項目です。

- ・精皆勤手当
- ・時間外、休日、深夜割増賃金
- ・通勤手当
- ・家族手当
- ・一箇月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与等）
- ・臨時に支払われる賃金（慶弔金等）

十月の労務手続
『提出先・納付先』

一日～七日
○全国労働衛生週間実施期間

十日

○雇用保険被保険者資格取得届の提出（前月以降に採用した労働者がいる場合）

〔公共職業安定所〕

○労働保険一括有期事業開始届の提出（前月以降に一括有期事業を開始している場合）

〔労働基準監督署〕

三十一日

○労働者死傷病報告の提出（休業四日未満、七月～九月

分）
〔労働基準監督署〕
○労働保険料の納付（延納第二期分）（口座振替を利用しない場合）

○健保・厚生保険料の納付
〔郵便局または銀行〕
〔郵便局または銀行〕

○日雇健保印紙保険料受払報告書の提出
〔年金事務所〕

○労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出
〔公共職業安定所〕

編集後記

今年三月に、二〇二〇年から大企業に対して社会保険の一部手続きの電子申請義務化の方針が示されました。今後は、対象手続きの拡大や、中小企業にも義務化される可能性があります。

（きん）

藤田社会保険労務士事務所

〒612-8017
京都市伏見区桃山南大島町1-4-41-504

TEL・FAX 075-611-5300

e-mail
k-fujita@k-fujita-sr.com

URL <http://k-fujita-sr.com>